

市民向け札幌・エネルギーeco プロジェクト補助金交付要綱実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民向け札幌・エネルギーeco プロジェクト補助金交付要綱（平成30年3月30日環境局長決裁。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査・アンケート)

第2条 要綱第19条第1号に規定するアンケート調査の内容は次の各号のとおりとし、要綱による補助を受けて対象機器を設置した者は、機器設置完了後、1年経過後に市長あてにアンケート調査の結果を提出しなければならない。

- (1) 定置用蓄電池 書式1による。
- (2) 木質バイオマスストーブ 書式2による。
- (3) 地中熱ヒートポンプ及び太陽熱利用システム 書式3による

2 要綱第19条第2号に規定するその他市長が協力依頼する事項は次の各号のとおりとする。

- (1) 取材協力
- (2) 広報誌等への体験談の掲載協力
- (3) その他市長が特に必要と認めること。

(対象機器の要件等)

第3条 太陽光発電の機器要件及び補助対象費用は、次のとおりとする。

- (1) 機器要件 次の全てに適合すること。
 - ア 太陽電池モジュールの合計出力が1.5kW以上の設備であること。
 - イ 余剰型配線であること（全量売電しないこと）。
 - ウ 日本工業規格（以下「JIS規格」という）等で認められていること。
 - エ 未使用品であること（中古品は対象外とする）。

(2) 補助対象費用

太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電量表示装置、売電電力量計、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用（税抜き）。ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。

2 定置用蓄電池の機器要件及び補助対象費用は、次のとおりとする。

- (1) 機器要件 次の全てに適合すること。
 - ア 常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池であること（接続する太陽光発電は新設、既設を問わない）。

- イ 蓄電池について、J I S規格又は一般社団法人電池工業会規格に準拠していること。
- ウ 蓄電容量が1kWh以上であるもの。
- エ メーカー指定の環境条件に設置すること。
- オ 未使用品であること（中古品は対象外とする）。

(2) 補助対象費用

蓄電池部（リチウムイオン蓄電池）、電力変換装置（蓄電池及び太陽光発電に併用できるものも含める）、配線、配線器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用（税抜き）。ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。

3 エネファーム（家庭用燃料電池）の機器要件及び補助対象費用は、次のとおりとする。

(1) 機器要件 次の全てに適合すること

- ア 燃料電池ユニットと貯湯ユニットで構成される燃料電池システムであること。
- イ 定格運転時において0.5kW以上の発電出力があること。また、熱出力温度（燃料電池ユニット部出口における温水温度）は50℃以上であること。
- ウ 燃料電池の排熱を回収し、熱を有効利用できる機構を持つこと。
- エ 貯湯容量140L以上のタンクを有し、燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられること。
- オ 定格運転時における発電効率が低位発熱量基準で33%以上、総合効率が低位発熱量基準で80%以上であること。
- カ メーカー指定の環境条件に設置すること。
- キ 未使用品であること（中古品は対象外とする）。

(2) 補助対象費用

燃料電池ユニット、貯湯ユニット、リモコン、配管、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用（税抜き）。ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。

4 ガスエンジンコージェネレーションシステムの機器要件及び補助対象費用は、次のとおりとする。

(1) 機器要件 次の全てに適合すること。

- ア 天然ガス又はLPガスを燃料とし、熱の供給を主目的としたシステムであること。
- イ 熱出力が5kW以下であること。
- ウ 小出力発電設備であること。
- エ 総合効率が低位発熱量基準で80%以上であること。
- オ メーカー指定の環境条件に設置すること。
- カ 未使用品であること（中古品は対象外とする）。

(2) 補助対象費用

ガスエンジンユニット、リモコン、インバータ盤、マルチ切替器、配管、配線及び配線

器具の購入並びに据付工事に関する費用（税抜き）。ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。

5 地中熱ヒートポンプの機器要件及び補助対象費用は、次のとおりとする。

(1) 機器要件 次の全てに適合すること。

ア 地中の熱（冷熱を含む）を熱源として、その熱をヒートポンプで汲み上げることにより、暖冷房・給湯用のエネルギーとして利用するもの。

イ エネルギー消費効率（COP）が3.0以上であること。

ウ メーカー指定の環境条件に設置すること。

エ 未使用品であること（中古品は対象外とする）。

(2) 補助対象費用

採熱井掘削、採熱パイプ、ヒートポンプ、循環ポンプ、バッファタンク、リモコン、配管（熱源水側のみ）、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用（税抜き）。ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。

6 太陽熱利用システムの機器要件及び補助対象費用は、次のとおりとする。

(1) 機器要件 次の全てに適合すること。

ア 太陽熱を集めて給湯に利用する太陽熱温水器、不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され給湯や空調に利用するソーラーシステムであること。

イ J I S規格等で認められていること。

ウ メーカー指定の環境条件に設置すること。

エ 未使用品であること（中古品は対象外とする）。

(2) 補助対象費用

集熱器（一体型のものにあっては集熱部及び貯湯部）、架台、蓄熱槽、配管（補助熱源装置入口まで）、配線、配線器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用（税抜き）。ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。

7 木質バイオマスストーブの機器要件及び補助対象費用は、次のとおりとする。

ア 木質バイオマス（木質ペレット、薪など）を燃料として使用する設計及び仕様である暖房機（暖房用ボイラーを含む）であること。

イ 不燃材で形成された独立した暖房機であること。

ウ 燃焼部を密閉できること。

エ 煙を屋外へ排気できる又は煙突へ接続できる構造であること。

オ 木質ペレットや薪などの木質バイオマス以外の燃料は使用しないこと。

カ 未使用品であること（中古品は対象外とする）。

(2) 補助対象費用

木質バイオマスストーブ本体の購入費用（税抜き）。

8 HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）の機器要件及び補助対象費用は、次のとおりとする。

(1) 機器要件 次の全てに適合すること。

- ア 住居の電力使用量を計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」ができること。
- イ 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。
- ウ 家電製品等の自動制御又は遠隔制御ができること。
- エ 太陽光発電等の発電設備及び蓄電池と接続機能があること。
- オ 未使用品であること（中古品は対象外とする）。

(2) 補助対象費用

本体機器（データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置〔独自端末〕）及び計測機器の購入並びに据付工事に関する費用（税抜き）

(3) 補助対象外費用

- ア 本体機器または計測機器と接続される空調機、照明器具等の電気機器及び器具類の購入並びに据付工事に関する費用
- イ 本体機器または計測機器と接続し、表示あるいは操作用機器として用いられる PC、タブレット、スマートフォン及びテレビ等の購入並びに据付工事に関する費用
- ウ 既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）

（申込等の方法）

第4条 要綱第5条に定める申込方法は郵送のみとし、各募集回の申込みは別表1に定める期限内に別に定める場所へ郵送することとする（期限日までの消印有効とする）。

（抽選日）

第5条 要綱第8条第1項に定める抽選の実施日は、別表1に定める。なお、抽選の実施有無については、抽選日の前日までに本補助制度のホームページにて通知する。

（工事着手指定日）

第6条 要綱第6条第2項に定める工事着手指定日は、別表1に定める。

（補助金交付申請兼完了届の提出期限）

第7条 要綱第11条第2項で定める補助金交付申請兼完了届の提出期限は、別表1に定める。なお、提出方法は郵送のみとし、提出期限日までの消印有効とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

	募集期間	抽選日	工事着手指定日	完了届提出期限
1回	平成30年5月7日～6月8日	平成30年6月20日	平成30年4月1日以降	平成30年12月26日
2回	平成30年6月22日～7月27日	平成30年8月8日	平成30年6月9日以降	平成30年12月26日
3回	平成30年8月10日～9月14日	平成30年9月26日	平成30年7月28日以降	平成31年2月15日
4回	平成30年9月28日～11月2日	平成30年11月14日	平成30年9月15日以降	平成31年2月15日
5回	平成30年11月16日～12月7日	平成30年12月19日	平成30年11月3日以降	平成31年3月8日
6回	平成31年1月4日～2月1日	平成31年2月13日	平成30年12月8日以降	平成31年3月8日